

島原地域半島振興計画（案）

令和●年●月

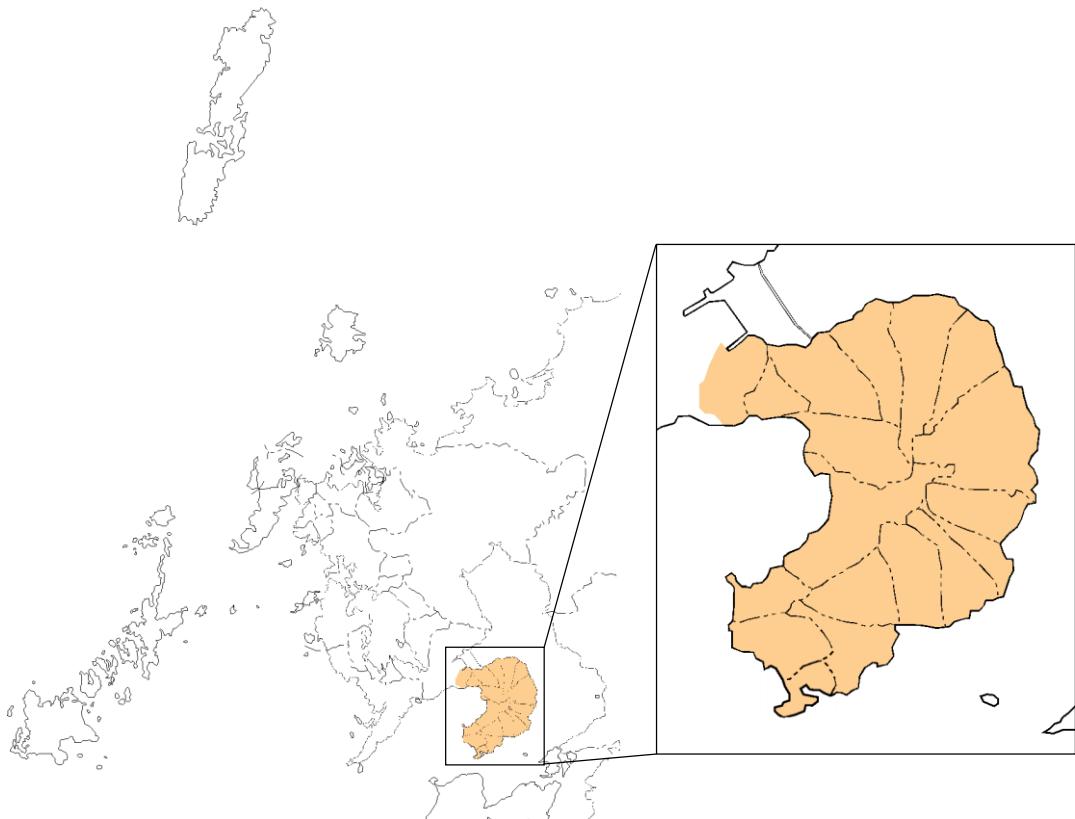
長崎県

- 目 次 -

第1	基本の方針	1
1.	地域の概況	1
2.	現状及び課題	3
(1)	地域の現状	3
(2)	地域の課題	10
3.	振興の基本的方向及び重点とする施策	14
(1)	基本的方向	14
(2)	計画期間	14
(3)	数値目標	14
(4)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(5)	重点施策	14
第2	振興計画	17
1.	交通通信の確保	17
(1)	交通通信の確保の方針	17
(2)	交通施設の整備	17
(3)	地域における公共交通の確保	18
(4)	情報通信関連施設の整備	18
2.	産業の振興及び観光の振興	18
(1)	産業の振興及び観光の振興の方針	18
(2)	農林水産業の振興	20
(3)	商工業・環境エネルギー産業の振興	21
(4)	観光の振興	22
3.	就業の促進	22
(1)	就業の促進の方針	22
(2)	就業促進対策	22
4.	水資源の開発及び利用	23
(1)	水資源の開発及び利用の方針	23
(2)	水資源確保対策	23
(3)	水資源の利用	23
5.	生活環境の整備に関する事項	23
(1)	生活環境の整備の方針	23
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	24
(3)	公園等の整備の推進	24
(4)	住宅関連対策	24
(5)	生活サービスの持続的な提供	24
(6)	その他の整備	24
6.	医療の確保等	24
(1)	医療の確保の方針	24
(2)	医療の確保を図るための対策	25
7.	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保	25
(1)	介護サービス及び障害福祉サービスの確保の方針	25
(2)	介護サービスの確保を図るための対策	25
(3)	障害福祉サービスの確保を図るための対策	25
8.	高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進	26
(1)	高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進の方針	26
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	26
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	26
9.	教育及び文化の振興	26
(1)	教育及び文化の振興の方針	26
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	27
(3)	教育・文化施設等の整備	27
(4)	地域文化の振興	28
10.	自然環境の保全及び再生に関する事項	28
(1)	自然環境の保全及び再生の方針	28
(2)	自然環境の保全及び再生を図るための対策	28

1 1.	再生可能エネルギーの利用の推進	29
(1)	再生可能エネルギーの利用の推進の方針	29
(2)	再生可能エネルギーの利用の推進を図るための対策	29
1 2.	地域間交流の促進	29
(1)	地域間交流の促進の方針	29
(2)	地域間交流の促進のための方策	29
1 3.	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する事項	30
(1)	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する方針	30
(2)	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等を図るための対策	30
1 4.	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する事項	30
(1)	災害防除の方針	30
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	31
(3)	防災体制の強化	31
(4)	その他の半島防災のための方策	31
1 5.	その他半島振興に必要な事項	32
(1)	感染症が発生した場合等における住民生活の安定に関する方策	32
(2)	生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	32

島原地域位置図



島原地域の構成市町

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
島原市	82.96	42,033
諫早市	23.26	4,785
雲仙市	214.29	40,626
南島原市	170.15	40,635
計4市	490.66	128,079
長崎県	4,131.21	1,248,187

(注) 諫早市は、旧森山町の区域に限る。

(出典) 人口：住民基本台帳人口 令和7年1月1日現在

面積：全国都道府県市区町村別面積調 令和7年4月1日現在

(諫早市は合併前の面積)

第1 基本の方針

1. 地域の概況

本地域は、県本土の南東に位置し、面積は 490.66 km²で県土の 11.9%を占め、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口は 128,079 人で県全体の 10.3%を占めている。

地域は袋地型をなす半島で、北東部は有明海、南西部は橘湾に囲まれ、中央部には普賢岳、平成新山をはじめとした雲仙火山群があり、その火山景観や変化に富んだ海岸線などの美しい自然は、我が国最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されている。

地勢は、雲仙山系の急峻な山地と、それに連なる穏やかな丘陵地及び海岸沿いに広がる平野部に分かれ、丘陵地は農耕地に適し、平野部は肥沃な水田地帯を形成しており、気候は、雲仙地域を除き温暖で、年間の平均降水量は 1,700mm 前後である。

また、平成2年11月17日の198年ぶりの噴火に始まる雲仙・普賢岳噴火災害では、度重なる火碎流・土石流により、44名の死者・行方不明者、2,000棟以上の家屋被害をはじめとして、農産品や農業施設、道路等公共施設被害など、総額 748 億円に上る直接被害を生じたほか、観光客の減少、商工業の沈滞など、半島全域に大きな間接的被害が発生し、人口の流出も加速された。火山活動は、平成7年にはほぼ沈静化し、平成8年には「噴火活動の終息宣言」がなされ、復興対策が実施された。

本地域を構成する市町村は、平成17年から平成18年に行われた市町村合併により、1市17町から、島原市、諫早市（旧森山町の区域のみ）、雲仙市、南島原市の4市となっている。

図表1 市町村合併の経過

H17.2.28まで	H17.3.1	H17.10.11	H18.1.1	H18.3.31
島原市	島原市	島原市	島原市	島原市
有明町	有明町	有明町		
(諫早市)※1	諫早市※2	諫早市※2	諫早市※2	諫早市※2
森山町				
国見町	国見町	雲仙市	雲仙市	雲仙市
瑞穂町	瑞穂町			
吾妻町	吾妻町			
愛野町	愛野町			
千々石町	千々石町			
小浜町	小浜町			
南串山町	南串山町			
加津佐町	加津佐町	加津佐町	加津佐町	南島原市
口之津町	口之津町	口之津町	口之津町	
南有馬町	南有馬町	南有馬町	南有馬町	
北有馬町	北有馬町	北有馬町	北有馬町	
西有家町	西有家町	西有家町	西有家町	
有家町	有家町	有家町	有家町	
布津町	布津町	布津町	布津町	
深江町	深江町	深江町	深江町	

※1：合併前の諫早市は半島地域外

※2：合併前の旧森山町の区域のみ

2. 現状及び課題

(1) 地域の現状

①人口の動向

本地域の人口は、昭和 25 年には 233,655 人を数えたが、就職、進学などにより人口の流出が続いており、令和 7 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は、128,079 人となっている。令和 2 年国勢調査以後の 4 年間では、半島地域全体での人口減少率は△2.9%で、年々減少し今後も減少が見込まれている。

高齢化率も平成 26 年の 32.7%から令和 6 年には 38.9%になっており、県平均の 34.5%を超えて高齢化が進行している。

②交通通信施設の現状

この地域の道路網は、県央地区と半島各地を結ぶ国道 57 号及び半島を外周する国道 251 号を基幹とし、それらを国道 389 号及び県道、市道、広域農道が補完している。

国道 57 号は、島原市の島原港から雲仙、雲仙市小浜町、愛野町を経て諫早市森山町に至る横断型の路線であり、島原・雲仙・小浜といった観光地を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。国道 251 号は、雲仙市愛野町から小浜町、口之津町、島原市、雲仙市国見町を経て諫早市森山町に至る循環型の路線である。国道 389 号及び主要地方道の 3 路線を含む県道（18 路線）は、主に半島中心部の雲仙から海岸部に向かって放射状に広がっている。

半島北東部では、国道 251 号の山手側に並行して、雲仙市愛野町から島原市に至る広域農道が整備されており、地域内の交通機能を補完している。なお、南島原市深江町から島原市を経て諫早 IC に至る高規格道路「島原道路」は、一部区間で供用されているものの、未整備区間も残されている。

また、島原鉄道は、かつて諫早市から南島原市加津佐町までを結んでおり、バスと同様に沿線住民の通勤、通学の重要な交通手段となっていたが、利用者減少等で鉄道事業が悪化したことなどを理由に、全区間 78.5km のうち島原外港から加津佐間 35.3km を平成 20 年 4 月 1 日に廃止している。

この地域は地勢的、歴史的に古くから有明海を介して福岡県、熊本県との深いつながりを有している。半島からは、福岡県、熊本県との間に、島原港～熊本新港、多比良港～長洲港、口ノ津港～鬼池港、島原港～三池港の 4 航路に 5 本の定期航路があり、このほか半島内のバス路線については、県営バス、島鉄バスが運行している。

※福岡県（三池港）との間の定期航路（島原～大牟田航路）については令和 7 年 7 月 1 日から休止中

図表2 主要交通路



③産業の現状

本地域の令和2年の産業別就業人口は、第一次産業 12,684 人、19.3%（平成27年比△1,928人、△13.2%）、第二次産業 12,225 人、18.6%（同△1,542人、△11.2%）、第三次産業 39,850 人、60.5%（同△858人、△2.1%）となっており、いずれも減少している。

本地域の基幹産業は農業と観光業であり、特に農業については農業就業者が全就業人口の 18.2%を占め、県平均の 5.0%と比べ高い割合となっている。

地域のほぼ全域において盛んな農業は、野菜、畜産、ばれいしょをはじめとするいも類、花き、葉たばこ、果樹などが主体であり、令和2年の総農家数に対する主業経営体数は 36.4%（県全体 19.5%）、で県平均を大きく上回っている。

地域の森林面積は 19,851ha で総面積の約 42%を占めている。このうち民有林が 12,786ha（64%）、雲仙国立公園を中心とする国有林が 7,065ha（36%）となっている。民有林における人工林面積は、7,716ha で、人工林率は 60%（県平均 42%）に達しており、これら人工林は 36 年生以上が 95% を占めており、本格的な利用期を迎えている。

また、この地域では、菌床しいたけの生産が盛んで、県内生産量の 62%（全国 10 位（令和5年））を占めており、地元雇用の確保・拡大にもつながっている。

雲仙・普賢岳噴火災害では、赤松谷、おしが谷、垂木台地など雲仙岳山頂周辺から東麓部を中心に火碎流による森林焼失や降灰などの被害を受けており、森林復元のための治山事業を進めた結果、一定の効果を発揮している。

水産業は、橘湾海区と有明海区における沿岸漁業を中心で、特に有明海区におけるアサリ、ノリ、ワカメなどの養殖が盛んである。

漁業経営体の規模は、5トン未満の小型漁船による中小経営体が中心で、漁業就業者数は 795 人であり、漁業就業者数は減少傾向にある。（島原市、雲仙市、南島原市の合計値）

さらに、近年は海底の底質の変化や泥化、有機物のたい積など漁場環境の悪化により、赤潮や貧酸素水塊の発生等が見られる。

地域における商業は、島原市を中心とした島原商業圏、半島西部が含まれる諫早商業圏、加津佐、口之津、小浜の小規模商業圏で形成されており、令和3年の商店数は、1,663 店舗、従業者数 9,055 人、年間商品販売額 1,874 億円で、県全体に対する割合はそれぞれ 12.2%、9.6%、7.0% となっている。

1 商店あたりの商品販売額は 1 億 1,270 万円で、県平均（1 億 9,731 万円）に比べ規模が小さくなっている。

地域における工業は、令和6年において事業所数（従業者 4 人以上の事業所、以下同様）192、従業者数 4,356 人、製造品出荷額は 692 億 9,103 万円で、それぞれ県全体の 11.7%、7.9%、3.7% となっている。

1 事業所あたりの出荷額は 3 億 6,089 万円で、県平均（11 億 2,499 万円）に比べ規模が小さい。

地域における地場産業の代表的なものとしては、麺類製造業の手延べそうめんが最も規模が大きく、

兵庫県に次ぐ全国第2位の生産量を占める代表的な地場産業となっており、「島原手延そうめん」としてブランド化が進められている。

また、半導体関連産業が集積する熊本県に隣接する地理的優位性があり、半導体関連企業が進出する動きがある。

本地域には、わが国で最初に指定された雲仙天草国立公園や島原半島県立公園があり、四季を通じて多くの観光客が訪れている。諫早市を除く島原半島の令和5年の観光客数は379万人（延数）で、うち宿泊客数138万人（滞在数）となっており、観光消費額は412億円で、県全体のそれぞれ12.9%、10.4%、11.7%と大きな割合を占めている。雲仙・普賢岳噴火災害の影響により大幅に減少した観光客は、新型コロナ感染症の影響により、宿泊客数、日帰り客を合わせた観光客数（延数）ともに、さらに減少したが、徐々に回復し、コロナ禍前の水準に戻りつつある一方、観光消費額については、コロナ禍前の水準を上回り、順調に回復している。

④水資源の現状

本地域では河川の流域が狭く、河川水の安定した取水が困難であることから、水資源の多くを地下水（深井戸）に依存している。また、島原市近郊の地域では、水資源が豊富であるものの、半島南部地域では水資源が乏しいため、慢性的な水不足の状況にある。そのため、渇水時には、都市用水のみならず、水稻などの農作物にも大きな被害を与えていている。

⑤生活環境の現状

本地域では、汚水処理施設の整備が遅れており、令和7年3月31日現在における汚水処理人口普及率は63.3%で、県平均（84.8%）を下回っている。

県立都市公園については、広域公園の百花台公園などが整備されており、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場として活用されている。

公営住宅については、定住化を促進するため、地域の実情を考慮した計画的な整備に取り組んでいるところであるが、老朽化の進行や高齢者に配慮した施設整備が遅れているなど、現在の住民ニーズに対応しきれていないのが実情である。

常備消防については、県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合により業務が行われている。非常備消防である消防団については、緊急時に必要不可欠な機動力となっているものの、若年層の流出により団員の確保が難しくなっており、団員の高齢化も進行している。また、防災行政無線施設に関しては、地域住民に防災情報などを伝える重要な施設であるものの、地域によっては難聴地域が存在するため、改善が求められている。また、本地域は、火山活動が続く雲仙普賢岳を有しており、現在は安定した状態が続いているものの、火山性地震は依然として発生している状況にあることから、今後も引き続き地震災害、火山災害に対する警戒が必要となっている。

⑥医療の現状

医療については、令和5年10月1日現在で病院16施設、一般診療所113施設、歯科診療所69施設

があり、病院と一般診療所を合わせた病床数は 2,422 床となっている。(諫早市を除く) また、各施設、病床数を人口 10 万人あたりで県平均と比較すると、病院数では、県平均 11.5 に対し 13.3、一般診療所数では、県平均 104.0 に対し 93.6、歯科診療所数では、県平均 54.3 に対し 57.2、病床数では、県平均 2,199.3 に対し 2,006.4 となっており、病院数及び歯科診療所数では県平均を上回っているが、一般診療所数及び病床数で県平均を下回る状況にある。なお、本地域では、診療科目によっては医療施設が不足している状況にあり、地域住民の生活に支障をきたしている。

⑦福祉、介護サービス、障害福祉サービスの現状

本地域では、若年層の人口流出や少子化などの影響により高齢化が深刻化しており、令和 6 年 10 月 1 日現在における高齢化率は 38.9% と、県平均の 34.5% を上回る状況にある。また、高齢者福祉施設については、令和 7 年 4 月 1 日現在、養護老人ホーム 6 施設、特別養護老人ホーム 16 施設、軽費老人ホーム 4 施設があり、地域における高齢者福祉の一翼を担っている。

本県では、65 歳以上の人口がすでに減少に転じたものの、85 歳以上の人口は、2040(令和 22) 年にかけて増加が見込まれることから、寝たきりや認知症といった要介護老人は今後も増加するものと予測されており、各産業で担い手不足が深刻化する中、介護現場を支える介護人材を確保していくことが喫緊の課題となっている。

生産年齢人口の減少や高齢化の進展に対応できる地域づくりを目指して、地域包括ケアシステム(住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制)の充実を図っていく必要がある。

障害福祉サービスについては、令和 6 年 4 月 1 日現在で 330 施設があり、全体的に整備が進んできている地域である。

地域において、障害者のニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、サービスの充実及び質の向上を図っていく必要がある。

また、少子化の進行などに伴い、本地域における児童数は減少の一途をたどっている。令和 6 年 10 月 1 日現在における年少人口比率は 11.1% で、県平均の 11.8% をやや下回る状況にある。また、児童福祉施設の中心となる保育所については、令和 7 年 4 月 1 日現在 66 施設が設置されている。

⑧教育・文化の現状

学校については、小学校 43 校(内 3 校は分校)、中学校 21 校、高等学校 10 校(県立 9 校、私立 1 校)が設置されている。児童生徒数は減少傾向にあり、統廃合の必要性が出ている学校もある。

社会教育施設については、図書館 12 施設、公民館 23 施設などが、また、スポーツ施設については、体育館 36 施設などが整備されており、地域住民の生涯学習活動やスポーツ活動などの場として活用されている。

文化施設については、市民会館・公会堂 17 施設などが整備され、地域住民による活発な芸術・文化活動が行われている。

また、本地域には、島原藩領時代の町並みや、旧鍋島邸をはじめ、江戸時代の地割りや屋敷構成等の歴史的風致をよく今日に伝えている神代小路地区の町並み、キリスト教の布教と迫害の歴史を今に伝え、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」や関連する国指定史跡「日野江城跡」などの歴史的文化遺産及び各地に伝わる貴重な伝統芸能、伝統行事などが数多く残

っており、これらの保存・継承に努めている。

⑨自然環境の保全及び再生の現状

本地域は雲仙普賢岳や雲仙地獄といった雄大な自然環境を有しており、雲仙天草国立公園、島原半島県立公園の2つの自然公園に指定され、また、島原半島は平成21年8月に日本で初めての「世界ジオパーク」として認定されている。

半島の中心にある雲仙山系では、ミヤマキリシマなど多くの国指定天然記念物の植物群落があり保全活動も行われている。また、森林性の野鳥も豊富であるため鳥獣保護区にも指定されている。このほか、泉質の異なる3つの温泉地や島原市内の湧水群など、豊かな自然環境が保全されている。

これらの優れた自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、本地域の主要産業である観光業を振興するうえでも、なくてはならない重要な資源となっている。

また、海岸漂着物の処理等は、高齢化や人口減少が進展している中、多様な主体の連携を図りつつ、対策を講じていくことが重要である。

⑩再生可能エネルギー利用の推進の現状

県の間接補助事業による市民、事業者への太陽光発電設備等の補助事業を活用しているほか、島原市においては、産学官で連携し、地域資源である家畜糞尿等の利活用による発電事業の研究が行われている。

雲仙市においては、未利用温泉水を活用したバイナリー発電が実施されている。

⑪地域間交流の現状

価値観の多様化などに伴い、都市部の住民を中心に“ゆとり”や“安らぎ”を求めて、農山漁村に対する関心が高くなっていることから、豊かな自然環境や、安らぎのある田園風景などを有する半島地域への需要は高まっている。そのため、農山漁村に来訪者を受け入れ、新鮮な農林水産物を販売し、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供するなど、地域資源の価値や魅力を活用した取組を推進し、他地域との交流促進及び関係人口の創出・拡大を図っている。

⑫移住、定住及び二地域居住の促進、人材育成等の現状

移住、定住及び二地域居住の推進等については、地方への関心の高まりや働き方の変化などを背景に、半島地域においても魅力のある資源を活かしながら、移住支援制度や空き家の活用などを通じた移住者の受け入れを徐々に進め、移住・定住の促進を図っている。

また、テレワークやワーケーションなど多様な働き方の進展、二地域居住についての関心も高まっており、都市部企業のワーケーションの受入やデジタルノマド誘致などにより、関係人口の創出・拡大に取り組んでいる。

移住・定住や二地域居住等の促進、関係人口の幅広い活用等により、地域の振興に寄与する人材の確保・育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者定着、地域社会の担い手確保を図っている。

⑬国土保全施設・半島防災対策等の現状

本地域は雲仙岳から有明海、橘湾に放射状に広がる山麓や洪積台地から構成されており、地域の表層地質は大部分が安山岩質凝灰角礫岩からなり、北部・東部では火山灰が覆っている。

地域内には、土砂災害警戒区域等（土石流、地すべり、急傾斜）、ため池、山地災害危険地区などの規制や警戒すべき個所が多くあるため、所要の防災施設の整備が進められている。

半島中央にそびえる雲仙岳は、平成2年11月17日、198年ぶりに噴火を開始し、度重なる噴火や火砕流によって赤松谷、おしが谷などの谷部や周辺の山腹に大量の火山灰が堆積した。その火山灰は、降雨により水無川（島原市、南島原市）、中尾川（島原市）、眉山六渓（島原市）、湯江川（島原市）などにたびたび土石流を発生させており、噴火が終息した現在においても山頂周辺に形成された溶岩ドームの地震などによる崩落の危険性が残るとともに、大雨による土石流発生が懸念されている。

また、眉山（島原市）は、1792年、地震による山体の大崩壊を起こし、有明海に流入した土砂による津波と併せ、約1万5千人にも上る犠牲者を出し、「島原大変肥後迷惑」として我が国火山災害史に刻まれているが、その山体はもなく、今なお小崩落を繰り返している。

これらの危険に備え、砂防堰堤、治山ダムの建設や河川改修など、所要の防災施設の整備が進められている。

しかし、島原半島は土砂災害や噴火などのリスクが高い一方で、防災道の駅などの広域的な防災拠点が不足しており、災害時の避難や救援活動、緊急物資の集積体制が十分とは言えない。

さらに、本地域は県内で最も降水量が多く、主要幹線道路である国道57号及び251号では、災害や豪雨により通行規制が頻繁に発生しており、雨量による事前通行規制が設けられた区間も存在している。特に、雲仙市愛野町～小浜町においては、国道57号が唯一の幹線道路であり、通行規制が発生した場合は大きく迂回する必要がある。また、国道251号の南串山町～加津佐町においては、法面対策が行われているが、依然として対策が必要な箇所が残っている。災害時の避難路として期待される高規格道路「島原道路」は、一部区間で供用が開始されているものの、未整備区間が残っている。

⑭感染症対策の現状

県では「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症の発生及びまん延に平時から備えることができるよう、関係機関と連携しながら対策の充実を図っている。

⑮集落対策の現状

過疎化が進む地域では、インフラの老朽化、生活交通の不便さ、医療・福祉サービスの低下などから、日々の生活に必要な機能を維持するのが厳しい状況にあることに加え、人口減少などにより地域活動の担い手が不足している状況にある。

(2) 地域の課題

本地域は、長期にわたる雲仙・普賢岳噴火災害により半島全体の活力の低下を来たし、また、進学、就職などのため若年層の流出が続き、高齢化が急速に進んでいる。地域の活力を維持・発展させていくためには、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、企業立地の推進、地場産業の育成強化及び地域に新しい雇用と活力を生み出す新たな産業の創出を進め、産業振興による雇用の場の確保や若者の定住対策、都市部との交流人口・関係人口の創出・拡大を図る必要がある。

しかしながら、本地域は、袋地状をなす半島の地形から、地域外との陸上交通は国道57号、251号、島原鉄道などに限られ、周辺の主要都市や高速交通機関へのアクセス性に課題を抱えている。周辺都市との交流を促進し、産業や観光の振興を図るためにには、空港や高速道路とのアクセス改善が最も重要な課題となっている。また、県外とつながる港や半島内の観光地にアクセスする道路の整備による広域周遊観光の促進も重要である。また、鉄道、路線バスはもとより、オンデマンド交通等の新たな交通モードの導入などによる域内交通の維持と効率化や「交通空白」地域の解消、域内各地の観光地を結ぶ周遊型観光の振興のための半島内の交通ネットワークの充実が必要である。

情報通信技術の活用を通じた産業の振興や地域課題の解決などの取組を進めるため、5Gなど携帯電話通信網の更なる高速化や大容量化に向けた整備促進や衛星通信などの無線通信の活用により、デジタル化やDXを推進していく必要がある。

産業については、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、地場産業の育成強化及び地域に新しい雇用と活力を生み出す新たな産業の創出を進める必要がある。

また、若者を中心とした人口減少対策が課題となる中、若者を始め、幅広い世代に魅力的な企業誘致の推進が必要である。

農業については、産地間競争の激化や生産コストの高止まり、乱高下する農産物価格、気候変動による栽培環境の変化、労働力不足、担い手の高齢化が進んでおり、効率的な農業生産を行うための生産基盤整備や先端技術の導入、作業の省力化・軽作業化・農地の集積・集約化を推進することにより農業経営の規模拡大を図り、収益性の高い農業を確立することが課題である。

また、近年、国内外において、豚熱や鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生が確認されていることから発生予防対策の徹底と併せて、万一の発生時に備えた初動防疫体制の強化が求められている。

林業については、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用と、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るための適切な森林整備が必要であるが、新規就業者数が少なく、定着率も低いため、間伐等の事業量が伸び悩んでいる。人材確保が厳しい中、事業量の拡大には更なる木材生産性の向上が必要となっている。

菌床きのこ生産については、生産コストが上昇しており、品質と生産性の向上について支援していく必要がある。

水産業については、水産資源の減少に対応するために、漁場環境の改善、魚礁の設置、種苗放流の実

施などにより、資源の維持・増大を図るとともに、本地域の特産品である養殖ノリ、ワカメ等をはじめとする水産物の付加価値向上や販路拡大等の推進が必要である。

また、漁業就業者の減少と高齢化が大きな課題であり、漁村における生産活動の停滞を招いているため、新規就業者の確保・育成を図る必要がある。

商業については、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とコードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっている。

工業については、県内企業の競争力強化、取引拡大につながる県外需用の取り込みや、企業誘致による成長産業の投資の呼び込みと、これらによる県内中小企業への波及効果拡大が求められている。

また、「島原手延そうめん」の産地振興を図るとともに、消費者のニーズを捉えた付加価値の高い商品開発の取組が必要である。

さらに、地域の強みを活かした戦略的な企業誘致活動を実施するとともに、県内企業の事業拡大に繋がる発注や連携を促進し、県内経済の活性化と雇用の拡大が必要である。

観光については、観光客の志向の変化や近年増加している外国人観光客に対応する新たな観光資源の開発と、施設の整備やサービス機能の向上などが必要である。また、従来からの自然や温泉、歴史文化中心の観光に加え、国内で初めて認定された島原半島世界ジオパークを活かした半島全域を結ぶ周遊型観光ルートの開発や農林水産業とも連携した地域資源の価値や魅力を活用した取組を進め、都市との交流人口の拡大と体験、滞在型観光の定着を促進する必要がある。また、熊本、天草地方など、他地域とも連携した広域観光ルートの確立を推進する必要がある。

さらに、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」や「長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群」の登録資産である「日野江城跡」を中心に半島地域を周遊させるための受入体制の整備や熊本、天草を含めたルートの開発並びに情報発信を進めていく必要がある。

就業については、有効求人倍率は全国平均を下回っているが、長期間継続して1倍を超えており、人手不足が深刻化している。

水資源については、生活水準の向上や都市化の進展、畠地かんがいの整備などに伴い水需要が増加傾向にあるほか、半島南部地域では慢性的な水不足の状況にあるため、水資源の有効活用と新たな水資源の開発などによる安定給水体制の確立が課題となっている。

また、この地域においては地下水の水系分布の詳細な調査が近年実施されておらず、地下水資源を適切に管理・利用するためにも水系分布の把握を進めることが重要な課題となっている。

生活環境については、定住化の促進を図るため、快適な生活環境の整備を推進する必要がある。そのため、浄化槽の普及促進とともに、災害や犯罪から住民の生命・財産を守る体制を確立し、安心、安全に生活できるまちづくりを図ることが必要である。

医療については、救急医療体制を引き続き確保することが必要であり、また、小児科、産婦人科など

医師数の少ない診療科目もあることから、医療機関の連携により適切な医療提供体制を構築する必要がある。

県では「地域医療構想」を策定し、医療機関の機能分化・連携に向けた取組を進めており、高齢化の進行に伴う医療需要の変化に対応した効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが課題である。

介護ニーズが高い85歳以上の人口は2040（令和22）年にかけて今後も増加することが見込まれているが、一方で本県の生産年齢人口は急減することが見込まれており、限られた人材で介護サービスを維持していくことがさらに重要になっている。

介護保険制度を安定的に運営していくためには、介護保険サービスを必要とする高齢者等を適切に認定し、利用者にとって過不足のないサービスが提供されるよう介護給付の適正化に取り組むことが重要である。

障害福祉サービスについては、障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けることが必要であり、各地域の実情やニーズに応じたサービスの確保が重要である。

85歳以上人口及び高齢者単独世帯の増加に伴い、医療・介護ニーズを有する高齢者や認知症の人、生活支援や住まいの支援を要する世帯の増加が見込まれている。各市町において構築された地域包括ケアシステムを持続可能なものにするため、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が包括的に確保できる体制を住民とともにつくりあげていくことが必要である。今後、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会の実現を目指し、「地域包括ケアシステム」の充実等を図ることがこれまで以上に重要な課題となっている。

児童福祉については、未婚率の上昇や晚婚化の進行により、少子化は加速しているものの、多様な働き方やライフスタイルに応じて、保育サービスに対するニーズは多様化しており、柔軟かつ質の高い保育環境の整備が求められている。

また、核家族の割合が高まるなか、地域社会とのつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立しやすい状況が生まれている。特に、育児に不安を抱える保護者が相談できる場や、地域との交流の機会が不足していることが課題となっている。

教育文化については、学校施設の老朽化対策や、新しい時代の要請に応える創造的で個性豊かな児童生徒の育成に向けた対応等、教育環境の改善に向けた整備を推進していく必要がある。

また、生涯学習活動、芸術・文化活動、スポーツ活動施設では老朽化が進行するとともに、地域によっては活動の拠点となる施設が不足している状況にあるため、整備促進が求められている。

歴史的文化遺産については、調査や保存整備とともに活用のための施設整備が進められているものがあり、後世に伝えていくために今後とも継続して保存整備を行いつつ、有効に活用していく取組などが必要である。また、伝統芸能、伝統行事などについては、若年層の流出などにより、後継者が不足しているため、先人から受け継いだ貴重な伝統文化が途絶える危機にさらされているものもある。そのため、保存・継承に向けた取り組みが急務となっている。

自然環境の保全及び再生については、本地域においても、ミヤマキリシマを始めとした希少野生動植物の保全活動が行われている場所もあるが、担い手の不足等により対応ができていない種や場所がある。また、アライグマなどの外来生物による生態系への影響など、生物多様性の損失が見られる場所もある。

さらに、地域全般における汚水処理施設整備の遅れを解消するとともに、窒素負荷低減対策への対応

や、浄化槽の普及促進などが課題となっている。

地域間交流については、都市部の住民を中心に、豊かな自然環境や農山漁村に対する関心が高まりを見せてのことから、本地域の持つ豊かな地域資源を有効に活用した都市部との交流などを積極的に推進し、交流促進、地域の活性化を図っていく必要がある。

また、海外からの観光客への対応を始め、国際的な人材や国際交流団体の育成が求められている。

移住、定住及び二地域居住の推進等については、本地域では、人口減少が急速に進展する中、地域社会を維持していくため、他地域からの移住者等を呼び込むことが喫緊の課題である。

今後、移住者等を呼び込むために、ターゲットに応じた効果的な情報発信や移住潜在層の掘り起こしの取組を強化し、U I ターンを促進するとともに、ワーケーション受入、二地域居住等による関係人口の創出・拡大により地域活性化につなげていく必要がある。

国土保全施設等の整備については、雲仙岳周辺を中心とした土砂災害・山地災害防止のための施設整備により地域住民の安全を確保して災害に強く、火山と共生できるまちづくりを推進するとともに、災害防除の徹底による土地利用上の制約解消を図る必要がある。

また、近年消防団員数も減少傾向にあり、定数充足、担い手の確保が課題となっている。

半島防災については、大規模自然災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐために防災、震災対策を進めている。しかしながら、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水、土砂災害、津波対策といった取組はいまだ途上である。

道路については、国道 57 号及び国道 251 号で災害等による通行規制が発生している状況を踏まえ、豪雨災害による孤立集落の発生を防ぐため、法面対策などの防災対策に加え、災害時の代替路の確保など、防災機能の強化に向けた幹線道路の整備によるダブルネットワーク化が重要な課題となっている。

また、災害時の避難や救援活動、物資の集積・配送を円滑に行うためには、広域道路ネットワークと連携した広域的な防災拠点の整備が課題である。

令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、同年 11 月にとりまとめた防災対策の見直しについては、令和7年度からのロードマップにのっとり、避難所環境の整備や物資調達・輸送対策などに取り組む。

さらに、雲仙市が南海トラフ防災対策推進地域に指定されたことから、津波からの円滑な避難に向け、県・市で防災対策推進計画を定めるとともに、政令等で定める浸水区域にある施設を管理する事業者等における防災対策推進計画の策定を推進する。

新型コロナウイルス感染症への対応において、平時の備えの不足やワクチンや治療薬の普及など変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、情報発信等が課題となった。

集落対策については、人口減少・高齢化の進展に伴い地域活動の担い手が不足しており、人材の確保・育成等が課題となっている。

3. 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

都市との隔絶性の緩和のための交通網の整備や情報格差の是正を進め、地場産業の振興、企業立地の推進などにより雇用の場の確保、U I J ターン希望者の受入体制の充実や効果的な情報発信による移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大を進めることが必要であるが、一方、半島という地理的に不利な条件にある本地域においては、都市部と同様の都市化や産業の集積は困難である。したがって、地域のアイデンティティと豊かな地域資源を生かした特色ある産業の振興と交流人口・関係人口の創出・拡大を図るとともに、半島地域の自立的発展に向けた生活上の負担の軽減に取り組むことが重要である。

本地域は雲仙天草国立公園をはじめとする豊かな自然や温泉、武家屋敷などの歴史的な町並み、世界遺産構成資産や島原半島世界ジオパークに加え、生産性が高い農業や有明海、橘湾の特色ある農水産物などの地域資源を有し、都会では忘れられがちな心豊かな「スローライフ」が営まれている。また、古くから有明海を介して福岡、熊本などと深いつながりを有している。

そこで、農山漁村に来訪者を受け入れ、新鮮な農林水産物を販売し、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供するなど、地域資源の価値や魅力を活用したアグリビジネスや海業等の取組を推進し、農山漁村の賑わい創出を図るとともに、地域の基幹産業である農業・水産業の振興を図っていく。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年度からおおむね10年間とし、次期半島振興計画の改定等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとする。

(3) 数値目標

別添「島原地域半島振興計画に関する重要業績評価指標（KPI）」に記載する。

(4) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画に定める半島地域の持続的発展に資する対策については、長崎県総合計画等の進行管理とPDCAサイクルに基づく効果検証を行い、適切な進捗管理に努める。

(5) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、次の施策を重点的に実施する。

①交通施設の整備

交通施設は、地域の産業や住民生活を支える共通の基盤であり、地域の振興を図るうえでその整備は不可欠である。特に、都市部との交流を促進し、地域産業や観光の振興を図るために、空港や高速道路とのアクセス向上、海上交通の充実が重要である。そのため、高規格道路「島原道路」、国道 57 号、国道 251 号などの半島を一周する道路網や港湾等の整備を総合的に進めるとともに、「島原・天草・長島架橋構想」の実現に向けた取り組みを進める。

また、九州新幹線西九州ルートの全線フル規格実現を見据えた 2 次交通対策にかかる交通ネットワークづくりを図る。

②産業の振興

農業は、技術革新・新品種導入・生産基盤の整備等により露地野菜・施設園芸・畜産等の収益性の向上を図る。また、新技術の導入や基盤整備の加速化・地域や産地レベルでの農地流動化の促進・労力支援システムの強化等により、規模拡大を推進し、大規模経営体の育成・法人化を進める。さらに、新規就農希望者に対し、受入団体等登録制度を有効に活用することにより、農業後継者や新規就農者の確保に努める。

林業は、公益的機能の維持・向上を図りつつ、健全な森林へ誘導するために人工林を中心に搬出間伐等の森林整備を推進し、搬出された木材は木材市場や木質バイオマス施設等へ出荷することで、木材の安定供給体制の強化と県産材の利用拡大に取り組む。

水産業は、海底耕耘などによる漁場環境の改善や種苗放流などによる水産資源の維持・増大を図るとともに、水産物の販路拡大や水産加工・ブランド化など付加価値の向上を図る。

製造業は、「島原手延そうめん」の産地振興をはじめとして、豊富な農林水産物を活用した食品加工業など、地域の特色を生かした振興を図る。

工業については、更なる成長が見込まれる半導体関連産業等において、企業の販路拡大や技術力向上等を支援することにより、基幹産業としての振興を図る。

また、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指し、地元自治体や関係機関と連携しながら企業誘致の推進を図る。

加えて、中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工団体の果たす役割はますます大きくなってきており、商工会議所及び商工会の体制強化が必要である。

③観光振興と都市部との交流の促進

観光については、コロナ禍を経て宿泊客や観光消費額は回復傾向にあるものの、地域全体への観光客のなお一層の増加を促すために、観光客の多様なニーズに応えられる施設の整備やサービス機能の向上を進めるとともに、従来からの自然、温泉、歴史文化史跡などに加え、国内で初めて認定された世界ジ

オパーク、「長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群」の登録資産である「日野江城跡」などの地域資源を活用しながら、地域内外の各観光地との連携による新たな周遊ルートの構築などによる魅力の向上を図ることが必要である。また、エコツーリズムやジオツーリズム、農林水産業とも連携した地域資源の価値や魅力を活用した取組、修学旅行などをターゲットとした体験学習、体験型観光の推進に努め、恵まれた地域の食文化などの地域資源も活かしながら交流人口・関係人口の創出・拡大を推進する。

④移住・定住の促進

県外からの移住希望者に対し、首都圏及び県内における仕事・住まい・暮らしやすさの相談・情報発信体制を強化するとともに、移住検討段階から地域への定住まで、切れ目がない一貫した移住施策を推進する。

また、国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、任期終了後の定住促進を図る。

⑤半島防災・国土強靭化

半島防災・国土強靭化に取り組むにあたっては、能登半島地震などの近年の災害や過去に経験した災害、地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した公共施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と、有事即応体制や地域防災力の充実強化といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取り組むことで切れ目がない強靭化を目指す。

また、公助、自助、共助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時における行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた迅速な避難など自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる啓発や防災情報発信の充実に努める。

本地域の強靭化を行うにあたっては、県国土強靭化地域計画に基づき、国や大規模災害時に相互応援を実施する他県、より住民に密着した分野で住民の安全安心を守る市町、民間事業者やNPOなどのボランティア団体と連携・協力しながら強靭化を推進する。

第2 振興計画

1. 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

袋地状の形状から県央地区など他地域とのアクセスが制限された交通不便地にある本地域にとって、交通施設の整備は、救急搬送時間の短縮等の半島防災・強靭化、人や物との広域的交流を促進し、地域の発展を図るうえで最も重要な課題である。特に、本地域の立地条件の改善のためには、県内一の都市である長崎市や、県内交通の要衝である諫早市中心部とのアクセス改善を図り、長崎空港、九州横断自動車道等との移動時間短縮を進めることが急務である。また、半島地域内交通のネットワーク及び海上交通の充実を図るとともに、九州新幹線西九州ルートの全線フル規格実現を見据え、半島地域へ誘客するため、道路網の整備による本地域と新幹線駅とのアクセス向上、新幹線と島原鉄道、バスとの連携など、2次交通対策にかかる交通ネットワークの強化を図る。さらに、長期的には、西九州、中・南九州の振興を図るため、九州西岸地域との連携の強化を図る必要があり、これらの地域を結ぶ、島原・天草・長島架橋構想の推進を図っていく。

そのため、高規格道路「島原道路」や国道57号及び国道251号の半島循環道路等の主要な幹線道路の整備の推進、半島各地とこれらの道路を有機的に連結する道路をはじめとする地域内道路の整備を進める。

鉄道については、地域の基幹的交通機関であり、恒久的な安全対策と路線維持のための施策を講じる。また、海上交通の拠点として陸上交通網とのアクセス改善も含めた港湾の整備を進める。

また、情報化の進展と情報通信需要の多様化に対応して高速情報通信網の整備を図るとともに、各種情報システムの構築、ネットワーク化等を推進する。

(2) 交通施設の整備

①道路

周辺都市とのアクセス改善による交流人口の拡大や産業振興のほか、災害に強い道路ネットワークの構築に向け、高規格道路「島原道路」の整備を重点的に推進する。併せて県外からの玄関口となる港や観光地にアクセスする国道389号などの整備も進める。さらに、地域の生活基盤の強化や良好な生活環境を確保するため、市道についても必要な整備を計画的に進める。

また、高規格道路「島原道路」、国道57号（愛野～小浜間）、島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）、島原半島西回り道路を軸とした半島を一周する幹線道路網の形成を目指すとともに、「島原・天草・長島架橋構想」の実現に向けた取組を進める。

なお、道路の整備にあたっては、強靭な国土づくりを目指し、「災害に強い道づくり」を推進するとともに、高齢者や障害のある方などにも配慮した「人に優しい道づくり」、公園区域など景勝地を通過する道路については、環境や景観の保全にも十分配慮した道づくりを進める。

②港湾

島原港（島原市）・多比良港（雲仙市）・口ノ津港（南島原市）については、熊本、天草地域の産業に直結した海上輸送の拠点港として、さらに、豊富な観光資源や歴史的資源を活かした観光拠点港としての整備を進め、安全かつ持続的に活用するための防災・減災対策並びに、老朽化対策を検討する。

多比良港（雲仙市）については、建設資材を取り扱う既存の埠頭の経年劣化による老朽化や能力不足により利用に支障を来しているため、港湾施設の整備を図り雇用機会の創出及び地元企業の活性化を図る。

③航路

本地域は、福岡県（三池港）、熊本県（長州港、熊本新港、鬼池港）との間に定期航路を有している。本地域とこれらの地域とは歴史的にも深いつながりを持ち、観光、地域間交流の重要な基幹交通路となっているため、適切なダイヤ設定などにより、これらの航路の維持と利用促進を図る。

※福岡県（三池港）との間の定期航路（島原～大牟田航路）については令和7年7月1日から休止中

（3） 地域における公共交通の確保

地域社会の活力を維持・向上させるためには、市民の通学、通院、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動など外出機会の増加を図ることが重要である。また、一方では、豊富な観光資源を有する本地域においては、観光客などの地域へのアクセスや、地域内での周遊を支え、交流人口・関係人口の創出・拡大を推進する役割が求められている。

このようなことから、鉄道をはじめ、路線バスや自治体が運営するコミュニティバス等の維持に加え、オンデマンド交通等新たな交通モードを活用した市民の生活交通の利便性向上と交通弱者の足の確保に向けた対策、さらには観光やまちづくりと連携した公共交通網の整備を図る。

また、島原鉄道については、地域の重要な交通機関として利用促進を図るとともに、県、沿線自治体一体となった支援施策を講じ、維持発展を図る。

（4） 情報通信関連施設の整備

半島地域の地理的制約を解消し、産業の振興及び生活環境の向上を図るために、5Gなど携帯電話通信網の更なる高速化や大容量化に向けた整備促進や衛星通信などの無線通信の活用により、デジタル化やDXを推進していく。

2. 産業の振興及び観光の振興

（1） 産業の振興及び観光の振興の方針

肥沃な土壤、温暖な気候を生かし、地域の基幹産業として、農地の基盤整備や新技術の導入等により

環境と調和した収益性の高い農業を推進する。

露地野菜については、集出荷貯蔵施設の整備・機械化の推進・労力支援システムの強化及び、担い手への農地集積を進めることにより、経営規模の拡大を図る。施設園芸については、優良品種の導入・スマート農業の導入・施設の高度化・環境制御技術の導入等による生産性の向上を図る。肉用牛については、増頭対策の推進、放牧による低コスト化、長崎型新肥育技術の普及や家畜伝染病の発生予防対策等に努め、生産性を確保することで所得向上を図る。また、担い手確保対策として、産地自らが後継者を地域に呼び込む産地主導型ルートを推進し、新規就農者の受け入れと確保育成する。

さらに、有機農業をはじめとする環境にやさしい持続的な農業の実践による安全で安心な農畜産物の生産や、食品加工産業との連携による多様な農畜産物を活用した新商品の開発、農業・農村の多面的機能の維持・発揮による快適で豊かな田園空間の整備を進め、魅力ある島原半島農林業・農村の飛躍的な発展を目指す。

林業については、小規模で分散している複数の森林を取りまとめた施業（集約化施業）をより計画的に進め、スマート林業技術や生産性の高い作業システムによる森林整備への支援により木材生産性の向上を図り、搬出間伐を推進するとともに、主伐も含め県産木材の安定供給を図る。また、雲仙・普賢岳噴火災害対策として治山ダムや航空緑化などの治山事業の推進により、被災森林の早期回復に努める。

水産業については、種苗放流や適切な資源管理、漁場環境保全のための取組の推進、介藻類養殖の振興などにより漁業者の経営の安定化を図る。また、経営力の向上によりチャレンジ意欲あふれる経営体を育成し、儲かる姿を見せてることで、若者の就業を促進するとともに、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の振興により、都市部との交流を推進し、水産資源の適切な管理と利用による持続可能な水産業を目指す。

商業については、地域のにぎわいの核として魅力ある商店街づくりを推進し、空洞化が進みつつある既存商店街の活性化を図る。

工業については、半導体関連や造船関連などの成長産業を中心に、県内企業の規模拡大やサプライチェーンの充実・強化等に取り組むこととし、環境・新エネルギーの分野や、食品製造業などの地場産業の育成強化を図る。

また、地域の特性を活かした戦略的な企業誘致活動を実施するほか、地元自治体の工業団地整備の支援等に取り組む。

観光については、多様化する観光ニーズに柔軟かつきめ細かく対応していくとともに、地域独自の資源を生かした差別化を図り、本地域でしか体験することのできない感動を提供していくことが必要である。

そこで、雲仙天草国立公園を中心とした自然、温泉、世界遺産構成資産、島原半島世界ジオパークなど、この地域が持つ地域資源を最大限に活用していくとともに、新たな観光資源の発掘、効果的な情報発信、エコツーリズムやジオツーリズム、農山漁村に来訪者を受け入れ、新鮮な農林水産物の販売、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供する取組を推進し、体験・滞在型観光の振興を図る。

また、天草など熊本県との連携を強化し、本地域とこれらの地域とを結んだ広域的な観光ルートの確

立を推進する。

これらの様々な産業の連携を強化し活性化を図ることで、雇用拡大、定住促進を進めるとともに、都市部との交流人口の拡大を促進することにより、地域の新しい活力の創造を図る。

また、九州新幹線西九州ルートの全線フル規格実現を見据え、企業誘致の促進、新たな観光ルートの構築やふるさと産品の開発など、新幹線の効果を最大限発揮していけるようにするための方策についても検討を進める。

(2) 農林水産業の振興

①農業の振興

地域の基幹産業である農業を更に発展させるため、新技術の導入や収益性の高い品目の導入等により生産性の向上を図り、農業経営の安定化を図る。

ばれいしょ、ブロッコリー、レタス、にんじん等の露地野菜については、省力機械の導入、気候変動に対応した作型、品種の検討・導入、栽培・流通面での効率化を進め、担い手の規模拡大を進める。

施設野菜では、施設の高度化や環境制御技術の導入により、作期の拡大・生産性向上を図る。

特に、いちごについては、多収性品種「ゆめのか」「恋みのり」等への転換を進めるとともに、収量増加に対応できる集出荷体制の強化を進める。

花きについては、気候変動に対応した技術や品種の導入を進め、生産性の維持・向上を図る。

みかんについては、シートマルチの普及やシールディングマルチ栽培の導入によるブランド率の向上を図る。

肉用牛については、畜産クラスターの取組により経営の効率化、牛舎整備、放牧の拡大、長崎型新肥育技術の普及や出荷の適正化等により増頭を図るとともに、家畜伝染病の発生予防と初動防疫体制を確立し、生産性の確保を図る。

農地の基盤整備を強力に進めるとともに、農地流動化の促進や労力支援システムの強化、スマート技術の活用を検討し、大規模経営体の育成・法人化を進める。また、産地自らが後継者を地域に呼び込む産地主導型ルートからの新規就農者の確保に加え、女性・高齢者の活躍、集落営農組織への支援など地域を支える人や組織の確保・育成を図る。

農山村においては、多面的機能を維持しながら、有害鳥獣被害防止対策の実施や環境保全型農業の推進により安全・安心で快適な地域づくりを進めるとともに、豊富な地域資源を活用した新たな地域特産品・販売方法の開発、農泊の推進、販売交流拠点施設の整備検討などコミュニティビジネスの展開により農山村の活性化を図る。

②林業の振興

林業の担い手確保を図るため、林業事業体が策定する産地計画の実行支援により経営基盤の強化を図るとともに、林業事業体への新規就業や林業以外の業種からの新規参入を促進する。

また、木材生産性や安全性の向上及び労働負荷の低減に向けて、新たな作業システムの構築やICT機器を活用したスマート林業の推進を図る。

菌床しいたけについては、品質と生産性の向上を図るため、害菌対策や施設内の温度管理等の改善を

県農林技術開発センター等と連携して支援するとともに、生産体制のスマート化を推進する。

③水産業の振興

有明海海域においては、海底の底質の変化や赤潮の発生、水産資源の減少等漁場環境の悪化が深刻なことから、国及び長崎、佐賀、福岡、熊本4県の連携による漁場環境改善への取り組みや種苗の共同放流、漁業者等による種苗放流などとともに藻場の造成を推進し、海の生産力の回復と資源の維持・増大を図る。

橘湾海域においては、藻場の回復など漁場環境の保全に取り組むとともに、クマエビやヒラメ、アワビ等の種苗放流やアラカブの保護区・保護期間の設定等の資源管理の定着を促進し、栽培漁業と資源管理型漁業の推進強化を図る。

また、漁協合併等の推進により経営基盤の強化を図り、資源管理や担い手育成、流通改善等を推進するとともに、小中高生を対象とした漁業体験や水産教室を実施することで将来にわたって水産業・漁村を支える担い手の確保につなげる。

(3) 商工業・環境エネルギー産業の振興

①商業の振興

商工団体等との連携により、商工業全体の振興、発展を図るとともに、商店街への集客や賑わいを創出するためのイベント等の開催を支援するなど、魅力ある商店街づくりを進める。

②製造業の振興

島原半島の農産物を活かした食料品製造業や半導体関連をはじめ多彩な製造業の振興を図る。

地場産業では、「島原手延そうめん」の産地振興を推進する。

また、特色ある農林水産物などの地域資源を生かした新たなふるさと産品の発掘と育成を図る。

さらに、半導体関連産業が集積する熊本県に隣接する地理的優位性や豊富な農水産物など、島原半島の地域特性を活かした企業誘致に取り組む。

③再生可能性エネルギー関連事業の創出

未利用温泉水などの地熱や木質系及び廃棄物系バイオマス等の地域特有の資源を有効利用した発電・熱供給事業を創出するとともに、余熱や発酵残渣については、農業などへの二次利用モデルの構築にも取り組み、再生可能エネルギーの活用による産業の新たな創出や生産性と付加価値の向上を図る。

④創業・起業の促進

産業競争力強化法に基づく市を中心とする創業支援の枠組みを活用し、市や商工団体・金融機関などの支援機関と連携した取組により、創業者の増加や育成を図る。

(4) 観光の振興

島原市においては、国史跡に指定された島原城を核に、武家屋敷通りや鯉の泳ぐまちなどの和文化や湧水の魅力を発信するとともに、島原半島世界ジオパークに認定されている島原半島の国指定天然記念物「平成新山」を中心として、がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）、大野木場砂防みらい館、平成新山ネイチャーセンター、土石流被災家屋保存公園（南島原市）などを含んだ世界ジオパークの活用を図る。

雲仙市では、緩やかな丘陵地という自然や農業を活用し、スポーツ施設、キャンプ場、森林公園、農業体験施設等の整備の推進を図るとともに、広域公園の百花台公園との有機的連携を図る。また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている鍋島藩の屋敷地であった神代小路地区において、武家屋敷や石垣・生垣等の歴史資産を生かした町並みの整備を推進する。

南島原市では、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である島原・天草一揆の舞台として著名な国指定史跡「原城跡」のほか、キリシタン神学校であるセミナリヨとコレジヨ、キリシタン墓碑、キリシタン布教と南蛮文化の窓口であった口ノ津港等キリシタン文化や海外との窓口という歴史、文化遺跡をメインに、史跡等の整備とストーリー性のある広域的な周遊観光を推進するとともに、農林漁業体験民泊をはじめ、海水浴やイルカウォッ칭などの体験型観光を推進する。

雲仙地区では、国立公園「雲仙」指定100周年に向けて、地域再生と国立公園再生を目的としたアクションプラン「雲仙プラン100プロジェクト」を実現させるため、「雲仙プラン100地域づくり委員会」のもと、景観整備、自然活用、人材育成などの取り組みを推進する。

雲仙天草国立公園や有明海、橘湾などの美しい自然、平成新山を中心としたジオパークや雲仙・小浜・島原などの温泉、キリスト教関連遺産や城下町としての歴史文化、豊かな食文化とそれを支える農水産品など、この地域が持つ多様で魅力的な観光資源を有機的に結合し、従来からの史跡などを見る観光から、トレッキングやオルレ、サイクリングなどのアクティビティを取り入れた動く観光へシフトチェンジし、国内だけでなくインバウンド誘客にむけたPRを実施する。

3. 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

人材の確保・定着につながる職場環境の改善、多様な人材の就業促進のため、地場企業などに対する情報提供、職業能力開発の推進及び労働局、市町、経済団体等の連携を深め、効果的な就業促進を図る。

(2) 就業促進対策

若者の就職支援について、若年者が就職して3年未満で離職する割合が高いことを踏まえ、フレッシュワークにおける各種セミナーの実施や高校・大学のインターンシップを積極的に推進し、早い時期からの職業意識の形成・啓発を促進する。新規学卒者に対しては、県内就職を促進するため、合同企業交流会等を開催し、県内企業の魅力を発信する。

また、地域の労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供を行うため、県公式の県内就職情報サイトによる県内企業の求人情報やU I J ターン希望者の求職者情報を提供し、県内企業への就職及び企業の人材確保を支援する。

労働力人口が減少し、人手不足が課題となる中、本地域内の各産業を支える担い手確保のため、事業者の相談体制の整備等に加え、外国人材の受入環境整備など本地域を選んでもらい、定着してもらう取組を進める。

地場企業や誘致企業のニーズに応じた産業人材を育成していくため、県立高等技術専門校において職業訓練を行うとともに、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた人材育成を推進する。

4. 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水の安定供給と、半島南部地域における慢性的水不足の抜本的解決を図るため、新たな地下水資源の開発が実施できるよう地下水の水系分布の詳細な調査などを行い、水資源の確保に努めるとともに、水資源の有効利用及び広域的利用を図る。

また、地域住民の関心が高まっている水質対策については、水道原水（地下水）水質保全対策の推進を図り、衛生的な生活環境の整備に努める。

(2) 水資源確保対策

新たな地下水資源に関する開発が実施できるよう地下水の水系分布の詳細な調査などを進める。また、かん養林の維持管理に努め、水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

雨水利用、雨水浸透施設及び再生水を利用する施設の設置を促進する。また、河川表流水の合理的な利用を図るとともに、地下水の詳細な水系分布や利用状況の総合的調査を行い、効率的な水利用体系や利用調整のあり方について検討する。また、広域的な水資源の利用について、関係機関の連携による検討を進める。さらに、地域住民に対し、節水意識の高揚を図っていく。

5. 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備は、定住化の促進を図るうえで重要なものである。そのため、浄化槽の普及促進とともに、魅力ある生活環境の整備を図る。また、安心、安全な生活ができるよう地域の安全対策の強化を図る。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るために、地域の実情に応じた効率的な汚水処理の普及促進に取り組む。

また、廃棄物の適正処理、ごみの減量化、リサイクルを推進し、地域住民、事業者、行政等が連携・協力し、脱炭素・循環型社会の形成に努める。さらに、ごみ処理については、各地域において持続可能な適正処理の確保に向け、広域処理施設の建設や現有施設の改良を推進するとともに、ごみ処理の広域化や集約化を推進するための長期広域化・集約化計画の策定に取り組む。

(3) 公園等の整備の推進

県立都市公園については、広域公園の百花台公園が整備されており、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場として活用されている。公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行うなど適正な管理に努める。また、環境美化や環境保全に対する意識の高揚を図り、地域住民との協働により、豊かな自然とふれあえる人にやさしい生活環境づくりを図る。

(4) 住宅関連対策

本地域の豊かな自然環境や田園風景を生かした良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに空き家を活用し、空き家改修や空き家バンクへの登録を図り、移住・定住を促進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化が進行し、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、集落への移動手段確保や買物支援等の生活上の負担の軽減を行う取組を推進する。

(6) その他の整備

地域住民の安心、安全な生活を確保するため、住民と密接な行動を行っている交番・駐在所が地域の拠点として機能できるよう、必要に応じて施設の整備を行うとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、生活環境の安全性向上に向けた取り組みを推進する。

6. 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、限られた医療資源の中で最善の医療を効率的に提供するため、地域のかかりつけ医と病院

との連携、初期から三次までの救急医療体制の役割分担、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入とともに、回復期リハビリ、在宅医療との連携強化が重要である。また、地域間の医師偏在解消のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置の促進などが必要である。

（2） 医療の確保を図るための対策

救急搬送時の地理的条件に起因する不利性や医師の不足、診療科目の偏在、半島地域における特定診療科不足など依然として多くの課題を抱えていることから、救急医療体制の整備促進のほか、医師確保、診療科目や診療機能などの質的向上、診療科目の偏在の是正、看護職員の確保及び資質向上、医療水準の向上や効率化を図るための地域医療ネットワークの推進、住民の医療や看護に対する意識の向上等に取り組み、半島地域の医療の確保を目指す。

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築するため、「地域医療構想」について、「地域医療構想調整会議」で議論・調整のうえ、地域の実情に応じた医療機関の役割分担の明確化や医療機関の連携・再編・集約化を推進する。

7. 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保

（1） 介護サービス及び障害福祉サービスの確保の方針

生産年齢人口の減少により担い手の確保が難しくなる中で、安定的なサービス提供を可能とするため、テクノロジーの活用による業務効率化や、賃金の向上等により、生産性向上や働きやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

（2） 介護サービスの確保を図るための対策

関係機関と連携し、介護施設の伴走型支援や相談対応等を実施し、業務効率化による職員の負担軽減を図るほか、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を認定するなど労働環境の改善を推進することで、離職率の低下を目指していく。

（3） 障害福祉サービスの確保を図るための対策

障害者が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、市町や関係機関等と連携し、サービス提供体制や地域生活支援体制の整備を図るとともに、福祉人材の育成・定着支援に取り組み、障害福祉サービスの安定的な確保に努める。

8. 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進

(1) 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進の方針

高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実に向けた仕組みづくりや、高齢者福祉に関する各種取組を推進する。

少子化に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援法等に基づいた取組を推進し、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努める。

高齢者のおかれている環境やニーズに応じた生活支援サービス体制を整備するとともに、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の経済的負担の軽減や地域で安心して暮らせる住まいの支援に努める。

また、要介護状態や状態の悪化を防ぐため、高齢者自身の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、支援を必要とする高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう適切な情報や介護サービスの提供に努める。

さらに、今後も増加が見込まれる認知症の人やその家族を支援するとともに、虐待の防止、権利擁護など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心とした身近な相談体制の強化を図る。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

子ども・子育て支援法等を踏まえ、県および市町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育の確保と充実を図る。これにより、すべてのこどもが健やかに育つことが保障され、保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指す。多様な子育て家庭の保育ニーズ等に応えるため、保育サービスの充実、放課後児童クラブの整備や安定的な運営の確保を図るとともに、こども家庭センターを中心とした相談対応や情報提供の体制強化を進め、地域全体でこども・子育てを支援する環境づくりを推進する。

また、妊娠出産に係る費用助成、児童手当の支給や医療費助成など、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むとともに、ひとり親家庭等への自立に向けた支援に取り組む。

9. 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

学校施設の計画的な整備により教育環境の改善を図るとともに、こどもたちの個性や地域の特性を生かした特色ある教育活動などを推進し、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、地域住民の多様化、

高度化する学習ニーズに対応できる環境づくりに取り組むとともに、スポーツや地域文化の振興を図る。

特に、地域や保護者との連携を図り、教育に対する理解を深め、教員が子どもと向き合う時間を多く確保するため、組織運営体制や指導体制の確立に努めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果をふまえた具体的な指導方法の成果と課題について検証を行う。

また、豊かな人間性を育む学校教育を推進するため、その基盤となる温かな人間関係を育む心の教育の充実を図る。特に、愛と信頼を基盤としたいじめのない思いやりの心あふれる学校・学級づくりを通して「人間文化の創造」に積極的に取り組む。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

小学校・中学校・高校を通して、学校、家庭、地域の連携のもと、豊かな自然環境や多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、これから変化の激しい社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、社会教育にあっては自治公民館役員・公立公民館職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する市民の育成を目指すとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市民の主体的な生涯学習活動やさまざまな団体との連絡調整などの拠点となる公民館活動の活性化を促進し、地域の特色を活かした講座や情報教育講座など、各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めていく。

さらに、子どもの読書活動に関わる大人を対象とした交流会を行い、ネットワークを広げる一方、自らの学習の成果、経験、知識及び特技などを学校や地域の活動に活かしてみたいという人材を募集及び登録して、生涯学習をはじめ地域振興に関する事業を支援していく。

(3) 教育・文化施設等の整備

学校施設については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、建物の耐震性能を確保しつつ、老朽化した施設の改修や、教育内容の多様化に対応した施設整備などを計画的に推進し、教育環境の改善を図る。また、児童生徒数の減少に対応するため、学校の適正配置について検討を行うとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進める。

教育活動については、学校、家庭、地域の連携強化に努めるとともに、豊かな自然環境や、地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土愛を持ち、また、変化の激しいからの社会を自らの力で生き抜いていける人材の育成に努める。また、多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の拠点となる図書館などの整備を促進する。

地域住民が年齢や適正に応じたスポーツ活動が行えるよう、活動施設の充実を図るとともに、各種団体の育成と組織強化に努める。

文化施設の整備にあたっては、地域住民の芸術・文化活動や創造活動に応えられるよう整備を促進していく。

なお、生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設などの整備にあたっては、既存施設の有効活用を図る

とともに、広域的な利活用にも配慮した整備を進めていく必要がある。

(4) 地域文化の振興

地域の歴史や文化に対する郷土意識の高揚を図るため、地域住民が多彩な歴史文化に触れる機会の充実に努める。また、南蛮船来航やキリストン文化など多彩な歴史を今に伝える貴重な歴史文化遺産などについては保存整備を進め、人々の心のよりどころや地域に対する誇り、愛着を育むとともに、観光への活用など地域振興にもつなげていく。

各地に残る伝統芸能、伝統行事などについては、保存・継承及び活用を図るため、後継者の育成を図るとともに、発表機会の充実に努める。また、新たな地域文化の創造に努める。

さらに、地域住民による芸術・文化活動を支援するため、創造の場及び活動の成果を発表できる場の提供に努めるとともに、芸術・文化を鑑賞する機会の充実を図る。また、新たな地域文化の創造に努める。

10. 自然環境の保全及び再生に関する事項

(1) 自然環境の保全及び再生の方針

本地域の優れた自然環境を保全し持続的な活用に資するため、県民や事業者の自然の恵みに対する理解を促進するとともに、多様な主体による保全活動、社会経済活動における生物多様性に配慮した取組、自然資源を活用した持続的な観光等を推進する。

(2) 自然環境の保全及び再生を図るための対策

雲仙天草国立公園、島原半島県立公園に指定された優れた自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活や観光業をはじめとする地域の活性化に欠くことのできない大切な資源であることから、その保全、継承に努める。

そのため、「長崎県環境基本計画」との整合を図りながら、自然環境の適正な保全に努めるとともに、環境への負担を軽減するため、循環型社会の形成、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり、新エネルギーの導入などを促進する。また、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため公害の防止に努め、自然と地域住民が共生する快適な環境整備を推進する。また、雲仙周辺地区においては、雲仙・普賢岳の噴火活動により荒廃した自然環境の修復を図るとともに、新たな火山景観を含む多様な資源を生かし、自然情報を発信する雲仙お山の情報館等のビジターセンターや園地や歩道、キャンプ場等の自然公園施設、再整備された雲仙地獄等の利活用を進める。

海岸漂着物の処理等は、高齢化や人口減少が進展している中、多様な主体の連携を図りつつ、対策を講じていくことが重要である。海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、水産資源の保全等総合的な海岸の環境並びに海洋環境の保全を図るため、海岸漂着物の円滑な回収・処理、効果的な発生抑制対策事業等を進めていく。

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギー発電施設が設置されることにより、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への悪影響があつてはならず、適正に環境に配慮しながら、地域に貢献し、地域と共生する事業として、円滑な合意形成を図りながら、再生可能エネルギーを導入していく必要がある。

カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すグリーントランステフォーメーションを推進するためには、各地域の関係者の理解を得た上で、再生可能エネルギーの導入と産業振興の取組を進めることが重要である。

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進を図るための対策

市町に対して、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用を推進しており、県では、地域脱炭素化促進事業を実施することのできる促進区域に係る環境配慮基準を設定している。

再生可能エネルギーの中でも、県内企業が造船業を通じて培った技術力や人材を活かせる産業である海洋エネルギー関連産業の振興に取り組んでおり、関係者の理解が得られた地域において、県内企業の参入支援を行っていく。

12. 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域の活性化を図るため、本地域の有する豊かな自然環境や特色ある歴史・文化・伝統、優れた農林水産物等の地域資源と現有の都市型観光との融合による新たな周遊型観光メニューの創出や官民の枠を超えた連携体制の拡充、ソーシャルメディア等を活用した効果的な情報発信手段の確立などにより地域間交流を促進する。

(2) 地域間交流の促進のための方策

自然環境の保全、歴史文化遺産の保存、地域文化の継承など、本地域が持つ豊かな地域資源の保存と一層の磨き上げを図りつつ、農林水産業などと連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムや温泉等の健康素材を活用したヘルツーリズムやジオツアーなど、地域資源を活用し、都市住民のニーズに対応した多彩な体験メニューの開発や内容の充実を図るとともに、インターネットなどの活用により魅力ある地域の情報を積極的に発信することで、地域振興の原動力として都市部との交流の促進と交流人口・関係人口の創出・拡大を推進する。

また、有明海を挟んで隣接し、古くから交流が行われている福岡県・熊本県の社会的、経済的な交流を一層促進し、地域の活性化につなげる。

さらに、近年増加傾向にある「体験型修学旅行」の受入体制の強化を図り、宿泊施設の整備を推進するとともに、地域間における関係団体の連携を深め、旅行需要にきめ細かに対応する。

13. 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する事項

(1) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する方針

半島地域においては、人口減少・少子高齢化が深刻化している。一方、半島地域の生活空間としての魅力を背景として、人口密度の高い都市部から地方への関心が高まっている中、本県の魅力である半島地域の資源を活かしながら、移住促進の充実、関係人口の幅広い活用等による半島地域の活性化や人材の確保、行政と地域等の連携による地域で活躍する人材の育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者定着、地域社会の担い手確保を図る。

(2) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等を図るための対策

本県への移住・定住を促進するため、県及び県内21市町で連携し、移住の検討段階から地域への定着まで、移住を希望される方の視点に立ったきめ細かなサポートを行うとともに、移住顕在層の確実な取り込みや潜在層の掘り起こしのためのターゲットに応じた効果的な情報発信など、戦略的な移住施策を展開する。

また、移住希望者等に対する住まい確保支援、移住と連携した起業支援のほか、移住コンシェルジュの活用や地域おこし協力隊ネットワークとの連携など定住対策の推進も図る。

さらに、市町と連携し、『リモートワーク in 長崎』として情報発信や相談対応を行うほか、市町のテレワーク等受入の支援を行う。また、デジタルノマドの誘致に向け、コミュニティマネージャーの育成など、地域の受入環境づくりを推進し、テレワークやワーケーションの受入促進、二地域居住の推進など関係人口の創出・拡大を図る。

14. 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する事項

(1) 災害防除の方針

長期にわたる雲仙・普賢岳噴火災害の結果、半島中央の雲仙岳周辺の山腹には大量の土砂、火山灰が堆積している。このため、特に水無川、中尾川、湯江川流域などにおける土石流災害の発生が懸念されるところであり、これらの地域における土砂災害防止対策の徹底を図り、火山と共生する地域づくりを進める。

また、その他の地域についても、計画的な治水対策、土砂災害対策等による安全な地域づくりを推進する。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

水無川、中尾川、湯江川流域において、治山・治水事業や直轄砂防事業などによって治山ダム、砂防堰堤、導流堤、河川改修などをはじめとする防災施設の整備とともに、治山事業による被災森林の早期復元を推進する。

その他の地域においても、土砂災害防止対策として、砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設などの整備を進めるとともに、一部の地すべり地域においては、地すべり防止施設の整備を推進する。

また、山腹の浸食防止、山脚の安定化対策のための治山ダムや、治水対策のための治水ダム、河川の整備を促進するとともに、決壊した場合に下流に人家や公共施設があり、人的被害を与える恐れのある防災重点農業用ため池の整備促進、高潮対策として、海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 防災体制の強化

有事即応体制の強化を図るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制、防災関係機関や民間事業者等との連携体制の構築、近年の災害の課題を踏まえた各種訓練を実施する。

また、地域防災力の向上を図るため、市町による消防団活動の充実強化、特に若年層や女性への勧誘対策、事業所等との連携支援や自主防災組織の結成促進などに取り組む。

(4) その他の半島防災の方策

半島における交通施設の災害対応力を強化するため、陸上輸送の寸断に備え、高規格道路「島原道路」の重点的な整備を推進する。また、高規格道路「島原道路」、国道 57 号（愛野～小浜間）、島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）、島原半島西回り道路を軸とした半島を一周する幹線道路網の形成を目指すとともに、「島原・天草・長島架橋構想」の実現に向けた取組を推進する。さらに、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、国道 57 号の富津防災や国道 251 号の雲仙市南串山町～南島原市加津佐町間における法面対策などの防災対策、その他老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道、市道の強靱化を図る。

災害時における自立的な避難活動や支援体制を確保するため、高規格道路「島原道路」などの広域道路ネットワークと連携し、非常用電源や通信設備、備蓄倉庫等を備えた「防災道の駅」などの防災拠点の整備について、構想の具体化に向けた検討を進める。

電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。

陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。

水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定

により計画的な整備とともに、地下水や雨水、再生水などの多様な水源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。

また、下水道施設等の老朽化対策・耐震化を促すとともに、下水道施設等が被災した場合においても、迅速かつ高いレベルで機能を維持・回復するため、下水道事業継続計画のブラッシュアップを促す。

ソフト対策としては、沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。

15. その他半島振興に必要な事項

(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定に関する方策

新興感染症発生時に、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、令和7年3月に改定した「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平時から、感染症法上の医療措置協定や検査措置協定の締結等により医療提供体制を構築し、自宅療養者の支援や感染症対策物資の確保を促進するほか、県による保健所や検査等の体制強化を図っていく。

(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

地域コミュニティを維持し、地域住民が将来にわたって住み慣れた地域に住み続けていくことができるような社会を実現するため、地元自治体と連携しながら地域住民が主体となった活動の活性化を図る。

島原地域半島振興計画に関する 重要業績評価指標（KPI）

令和●年●月

長崎県

重要業績指標（KPI）・目標一覧

重要業績指標（KPI）・目標		目標値
1	島原地域の人口減少率	▲7.1% (R2 から R7までの人口減少率) →▲7.4%未満 (R7 から R12までの人口減少率) →▲7.2%未満 (R12 から R17までの人口減少率)
2	島原道路の供用率	50% (R6) →60% (R12)
3	河川整備により被害が軽減される人家戸数（累計）	0戸 (R7) →35戸 (R12)
4	人口 10 万人あたりの消防団員数	1,319 人 (R5) →1,319 人 (R12)
5	自主防災組織力バー率	74.8% (R5) →85.4% (R12)

※目標値が令和 12 年までの指標について、令和 12 年以降の目標値は長崎県総合計画及び長崎県国土強靭化地域計画の改定に合わせて設定予定。